

騒音に係る環境基準の指定地域並びに 騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直し

－ 資料 －

騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直しについて	1 ページ
騒音、振動、悪臭に係る地域指定状況一覧	2 ページ
見直し地域一覧	3 ページ
見直しスケジュール	4 ページ
指定地域見直しの経過	5 ページ
騒音・振動・悪臭の規制等について	6 ページ
規制地域の区分と基準値	9 ページ
関係法令（抜粋）	13ページ

騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直しについて

1 目的

騒音に係る環境基準の指定地域の直近の見直しから10年が経過し、また、騒音規制法等の規制地域の直近の見直しから約5年が経過し、現在の土地利用状況を反映していない地域等が見られることから、規制地域の見直しを行うものである。

2 見直し事項

環境基本法に基づく環境基準（騒音）の指定地域
騒音規制法に基づく規制地域
振動規制法に基づく規制地域
悪臭防止法に基づく規制地域

3 見直しを行う市町村

	騒音に係る 環境基準の 指定地域	騒音に係る 規制地域	振動に係る 規制地域	悪臭に係る 規制地域	備 考
米子市	新規			変更	都市計画法の用途地域の指定が行われている市町村
倉吉市	新規	変更	変更		
境港市	新規				
日吉津村	新規				
八頭町		変更	新規		都市計画法の用途地域の指定はないが規制地域を指定している市町村

意向調査の結果、見直しの意向のあった市町村について見直しを行う。
鳥取市については、環境基準以外は特例市である市自ら指定を行う。

4 騒音

(1) 環境基準の地域指定

- ・法定受託事務の処理規準に基づき、都市計画法の用途地域の指定がなされている米子市、倉吉市、境港市及び日吉津村について、用途地域の区分に準拠して新たに地域指定を行う。（現在は鳥取市のみ指定）
- ・なお、実際の住居の立地状況等を勘案し、一部地域について用途地域以外の指定、用途地域内の無指定を行う。

(2) 騒音規制法に基づく規制地域

- ・倉吉市：都市計画法の用途地域の拡大に伴う変更
- ・八頭町：現在の土地利用状況に合わせて一部地域の規制区分を変更

5 振動

振動規制法に基づく規制地域

- ・倉吉市：都市計画法の用途地域の拡大に伴う変更
- ・八頭町：騒音の規制地域と同地域を、新たに振動の規制地域として指定

6 悪臭

悪臭防止法に基づく規制地域

- ・米子市：市町村合併に伴う旧市町村間の規制区分の整合を図るため、規制地域と規制区分を変更

7 今後のスケジュール

- 1月 7日 環境審議会（諮問） 大気・水質部会へ付託
- 1月13日～2月9日 パブリックコメント
- 3月12日 環境審議会大気・水質部会開催
- 4月23日 環境審議会（答申）
- 6月 告示・施行

騒音、振動、悪臭に係る地域指定状況一覧

今回の見直し対象

市 町 村		環境基準(騒音)	騒音規制法	振動規制法	悪臭防止法	都市計画法による地域指定	
鳥取市							
米子市	旧 米子市						
	旧 淀江町						
倉吉市	旧 倉吉市						
	旧 関金町						
境港市							
岩美郡	岩美町						
八頭郡	若桜町						
	智頭町						
	八頭町	旧 郡家町					
		旧 船岡町					
		旧 八東町					
東伯郡	三朝町						
	湯梨浜町	旧 羽合町					
		旧 泊村					
		旧 東郷町					
	琴浦町	旧 東伯町					
		旧 赤碕町					
	北栄町	旧 北条町					
		旧 大栄町					
西伯郡	日吉津村						
	大山町	旧 大山町					
		旧 名和町					
		旧 中山町					
	南部町	旧 西伯町					
		旧 会見町					
	伯耆町	旧 岸本町					
旧 溝口町							
日野郡	日南町						
	日野町						
	江府町						

- (注) 1 都市計画法による地域指定欄
: 都市計画区域指定市町村のうち用途地域指定のあるもの
: 都市計画区域指定市町村のうち用途地域指定のないもの
- 2 鳥取市における騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る地域指定は同市が実施
 (環境基準に係る地域指定のみ知事が実施)

騒音に係る環境基準の指定地域及び騒音、振動、悪臭に係る規制地域の見直し地域一覧

騒音に係る環境基準の指定地域

	市町村名	地域名	設定の内容
環境基準	米子市	都市計画法の用途地域全域 (崎津団地の一部、米子流通 業務団地(流通町)を除く)	新規： 都市計画法の用途地域に準拠して指定 (崎津団地の一部、米子流通業務団地は住居の立地が見込めないため指定しない)
	倉吉市	都市計画法の用途地域全域	新規： 都市計画法の用途地域に準拠して指定 (上井の一部は、住居立地状況等を勘案し、区分を準拠させない)
	境港市	都市計画法の用途地域全域 (昭和町、海浜公園付近を除 く)及び渡町等一部地域	新規： 都市計画法の用途地域に準拠して指定。加えて、住居立地状況等を勘案 し、渡町、芝町、森岡町、三軒屋町、幸神町等の一部を指定 (工業地域のうち住居立地のない昭和町、海浜公園付近は指定しない) (準工業地域のうち元町、湊町、高松町、新屋町の一部は住居立地状況等を勘案し、 区分を準拠させない)
	日吉津村	都市計画法の用途地域全域 及び日吉津、富吉の一部	新規： 都市計画法の用途地域に準拠して指定。加えて、日吉津、富吉の一部は 小学校、児童館等が立地するため指定

騒音、振動、悪臭に係る規制地域

	市町村名	地域名	見直しの内容
騒音・振動	倉吉市	大平町の一部	追加： 都市計画法の用途地域(第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域) 拡大に伴うもの
騒音	八頭町	郡家、久能寺、福本、宮谷、 下門尾の一部	追加：住居立地状況等を勘案し追加
		郡家、福本の一部	削除：農振地域であり、住居の立地が見込めない
		福本の一部	区分変更：住居立地状況等を勘案し基準を強化
振動		郡家、久能寺、福本、宮谷、 下門尾の一部	新規：住居の立地状況等を勘案し指定
悪臭	米子市	淀江町小波の一部	追加：工場、事業場の立地状況等を勘案し追加
		淀江町西原、福岡、富繁の一部	削除：農振地域等で住居立地がない
		淀江町佐陀、西原、小波の一部 ほか	区分変更： 集落地域について旧米子市と同等の基準に合わせるため、基準を強 化

騒音に係る環境基準の指定地域、騒音・振動・悪臭の規制地域の見直しスケジュール

	環境基準（騒音）の指定地域		騒音・振動・悪臭の規制区域	
	市町村	県	県	市町村
H20.12	回答	意向調査		
H21.1~3		実態調査		
H21.6		説明会		
~7			意向調査	回答
H21.8	回答	ヒアリング	ヒアリング	回答
~12		素案作成		
		関係市町村・関係機関へ照会 <11月中旬>		
		原案作成 <12月中旬>		
H22.1		環境審議会へ諮問 <1月7日>		
~2		パブリックコメント <1月13日~2月9日>		
		最終案作成 <2月下旬>		
H22.3			関係市町村へ意見照会 <3月上旬>	
			環境審議会 大気・水質部会 <3月12日>	
H22.4		環境審議会 答申		
H22.6		公示・施行		

指定地域見直しの経過

1 環境基本法に基づく環境基準（騒音）〔平成5年11月 法律第91号〕

	指定した地域
平成2年12月	鳥取市の一部を指定 公害対策基本法に基づく環境基準（騒音）の地域指定
平成11年2月	鳥取市の指定地域の見直し

2 騒音規制法〔昭和43年6月 法律第98号〕

	指定した地域
昭和44年6月	鳥取市、米子市の一部を指定
昭和46年6月	特定建設作業に係る規準追加
昭和49年9月	鳥取市、米子市の規制地域の見直し、自動車騒音要請限度規準追加
昭和50年5月	倉吉市、境港市の一部を指定
昭和54年7月	国府町、郡家町、日吉津村の一部を指定
昭和62年7月	鳥取市、米子市、境港市の規制地域の見直し
平成15年6月	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、郡家町の規制地域の見直し
平成17年10月	鳥取市の特例市移行に伴い鳥取市へ権限移譲

3 振動規制法〔昭和51年6月 法律第64号〕

	指定した地域
昭和53年6月	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の一部を指定
昭和59年4月	国府町の一部を指定
昭和62年7月	鳥取市、米子市、境港市の規制地域の見直し
平成15年6月	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町の規制地域の見直し、日吉津村の一部を指定
平成17年10月	鳥取市の特例市移行に伴い鳥取市へ権限移譲

4 悪臭防止法〔昭和46年6月 法律第91号〕

	指定した地域
昭和48年10月	5物質：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、郡家町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、赤碕町、淀江町、日吉津村の一部を指定
昭和49年7月	5物質：八東町、気高町、関金町、東伯町、名和町の一部を指定
昭和56年3月	米子市、日吉津村の規制地域の見直し 5物質：岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会見町の一部を指定 3物質追加：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会見町、日吉津村
昭和58年6月	淀江町の規制地域の見直し 3物質追加：国府町、郡家町、八東町、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、東伯町、赤碕町、淀江町、名和町
昭和59年4月	8物質：用瀬町、佐治村、中山町の一部を指定
平成5年3月	12物質：福部村、北条町、岸本町、大山町の一部を指定 4物質追加：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、岩美町、郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、東伯町、赤碕町、西伯町、会見町、日吉津村、淀江町、名和町、中山町
平成9年3月	22物質・排出水中の4物質：智頭町、大栄町の一部を指定 10物質・排出水中の4物質追加 ：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、東伯町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町 鳥取市、米子市の規制地域の見直し
平成15年6月	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町の規制地域の見直し
平成17年9月	鳥取市の規制地域の見直し
平成17年10月	鳥取市の特例市移行に伴い鳥取市へ権限移譲

騒音・振動・悪臭の規制等について

騒音

環境基本法

- ・騒音に係る環境基準

騒音規制法

- ・特定工場（金属加工機械等の法律で定められた施設を有する工場）への規制
- ・特定建設作業（くい打ち等の法律で定められた作業）への規制
- ・自動車騒音への要請限度

鳥取県公害防止条例

- ・特定施設（条例で定められた施設「クーリングタワー」）、特定建設作業、拡声機の使用等に係る規制

振動

振動規制法

- ・特定工場（金属加工機械等の法律で定められた施設を有する工場）への規制
- ・特定建設作業（くい打ち等の法律で定められた作業）への規制
- ・道路交通振動への要請限度

悪臭

悪臭防止法

- ・工場・事業場から排出される悪臭への規制

【環境基本法に基づく騒音に係る環境基準】

1 目的

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。
環境対策を総合的に実施する上での行政上の目標とされている。

2 評価の対象

一般地域・道路に面する地域に適用する「騒音に係る環境基準」について、維持されることが望ましい基準を定めて、その達成又は維持を目標とする。

3 指定地域

- ・地域の指定は、原則として、都市計画法の用途地域に準拠して、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行う。
- ・地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに行う。

【騒音規制法】

1 目的

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、健康の保護に資する。

2 規制対象区分

規制対象	規制等の内容
騒音規制法	
工場騒音	指定地域内の特定工場等において発生する騒音を規制
建設作業騒音	指定地域内の特定建設作業を伴う建設工事により発生する騒音を規制
自動車騒音	指定地域内の自動車騒音について公安委員会に交通規制等の措置を要請
公害防止条例	
工場騒音	指定地域内の騒音関係特定工場等（騒音規制法により規制される特定工場等を除く）において発生する騒音を規制
建設作業騒音	指定地域内の特定建設作業（騒音規制法により規制される特定建設作業を除く）により発生する騒音を規制
深夜騒音	事業活動に係る深夜における騒音を規制
拡声器騒音	病院、学校その他特に静穏を必要とする施設の周辺区域における拡声器の使用の禁止、航空機からの放送、屋外への放送について規制

3 指定地域

- ・住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域について、県知事が指定する。（特例市である鳥取市の地域指定は同市が実施。）
- ・都市計画法の用途地域を考慮しつつ、市町村長の意見をきいて地域、区分を指定する。
- ・指定地域には、工場騒音の規制、建設作業騒音の規制、自動車騒音の測定に基づく要請等が適用される。

【振動規制法】

1 目的

工場等における事業活動に伴って発生する振動の規制、建設工事に伴って発生する振動の規制及び道路交通振動に係る要請等の措置を定めることにより、生活環境を保全し、健康の保護に資する。

2 規制対象区分

規制対象	規制等の内容
工場振動	指定地域内の特定工場等において発生する振動を規制
建設作業振動	指定地域内の特定建設作業を伴う建設工事により発生する振動を規制
道路交通振動	指定地域内の道路交通振動について、以下のとおり要請 ・道路管理者に対する道路修繕等の措置 ・公安委員会に対する交通規制の措置

3 指定地域

- ・住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域について、県知事が指定する。（特例市である鳥取市の地域指定は同市が実施。）
- ・都市計画法による用途地域を考慮しつつ、市町村長の意見をきいて地域、区分を指定する。
- ・指定地域には、工場振動の規制、建設作業振動の規制、道路交通振動の要請等の規制が適用される。

【悪臭防止法】

1 目的

工場や事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。

2 規制対象施設

規制地域内のすべての工場、事業場

3 規制方法及び規制基準

（１）規制方法

「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」により規制

鳥取県では「特定悪臭物質の濃度」による規制を採用

（２）規制基準

敷地境界線、気体排出口、排水水について地域区分ごとに定める。

4 規制地域

- ・知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を規制地域として指定する。（特例市である鳥取市の地域指定は同市が実施。）
- ・指定地域には、事業場の敷地境界線における規制基準、事業場の気体排出施設の排出口における規制基準、事業場から排出される水の敷地外における規制基準が適用される。

規制地域の区分と基準値

表 1 - 1 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	都市計画法の用途区域	時間区分・基準値	
		昼間 (6:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
AA類型	療養施設、社会福祉施設等 が集合して設置される地域 など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A類型	第1種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B類型	第1種住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
C類型	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
類型指定から除外	工業専用地域		

表 1 - 2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域	時間区分・基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注)

- 1 道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のこと、一律には言えないが、環境省マニュアルによれば、概ね道路端から50mの範囲をいう。
- 2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道区間の道路で、2車線以下の道路では道路端から15mの範囲、2車線を越える道路では道路端から20mの範囲をいう。

表2 騒音規制の規制基準

都市計画法に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する騒音について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域	騒音規制法第17条に基づく指定地域内の自動車騒音の限度に係る区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 【50dB】	第1号区域 特定工場等において発生する騒音について規制する第1種から第3種までの区域及び第4種区域(学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域に限る。)	a区域 【65~75dB】
第2種低層住居専用地域			b区域 【65~75dB】
第1種中高層住居専用地域	第2種区域 【60dB】		
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	第3種区域 【65dB】	c区域 【75dB】	
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第4種区域 【70dB】	第2号区域 第1号区域以外の区域 【85dB】	
商業地域			
準工業地域	工業地域	工業専用地域	指定地域から除外
工業地域			

【 】内は昼間の基準値。夜間については別に基準値あり。

表3 振動規制法の規制基準

都市計画法に基づく用途地域の区分	特定工場等において発生する振動について規制する区域 振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動の限度に係る区域	特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域
第1種低層住居専用地域	第1種区域 【特定工場：60dB】 【道路：65dB】	第1号区域 特定工場等において発生する振動について規制する第1種区域、第2種区域(赤色で示す区域)及び第2種区域(青色で示す区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域に限る。)
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	第2種区域 【特定工場：65dB】 【道路：70dB】	第2号区域 第1号区域以外の区域 【75dB】
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域	工業専用地域	指定地域から除外
準住居地域		
近隣商業地域	工業地域	
商業地域		
準工業地域	工業専用地域	指定地域から除外
工業地域		

【 】内は昼間の基準値。夜間については別に基準値あり。

表4 - 1 悪臭防止法の規制基準

単位：ppm

規制地域の区分 \\ 特定悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン
A 区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
B 区域	2	0.004	0.06	0.05	0.009	0.02
C 区域	5	0.01	0.2	0.2	0.009	0.07
規制地域の区分 \\ 特定悪臭物質	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド
A 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
B 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
C 区域	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003
規制地域の区分 \\ 特定悪臭物質	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン
A 区域	0.9	3	1	10	0.4	1
B 区域	0.9	3	1	10	0.4	1
C 区域	0.9	3	1	10	0.4	1
規制地域の区分 \\ 特定悪臭物質	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸		
A 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		
B 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		
C 区域	0.03	0.001	0.0009	0.001		

表4 - 2 鳥取県における悪臭規制基準区域の区分

地域	区分	区域
都市計画法上の市街化区域 及びこれに相当する地域	主として住居商業を中心とした地域	A
	主として工業の用に供されている地域	C
	その他固有の悪臭に順応の認められる地域	
上記以外の地域で市街化区域に準ずる地域	主として住居商業を中心とした地域	A ~ B
	主として工業の用に供されている地域	C
	その他固有の悪臭に順応の認められる地域	
その他の地域	多数の人が集合する場所、多数の人が利用する学校、病院等の周辺地域	A ~ C
	主として農業漁業のために供される地域	C

用途地域

用途地域は、建築物の用途と形態の制限を行うものであり、利害の共通する種類の建物をなるべく同じ地域に立地させ、用途の混在による利害関係の排除、良好な環境形成のための建築物の形態等の規制を目的としています。

用途地域は12種類あり、市街化区域には少なくとも用途地域を定めるものとされています。

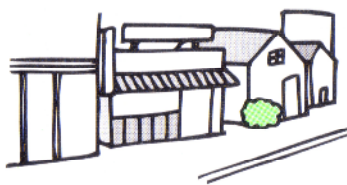
(1) 用途地域の概要

第一種低層住居専用地域



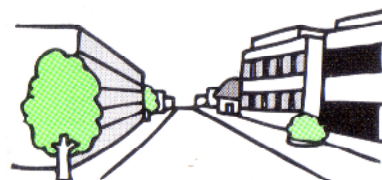
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校が建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校のほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられません。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



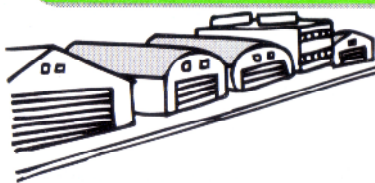
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

根拠法令（抜粋）

環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)

（環境基準）

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)

（地域の指定）

第3条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（測定に基づく要請及び意見）

第17条 市町村長は、第21条の2の測定を行つた場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第21条の2の測定を行つた場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成12年総理府令第15号)

(自動車騒音の限度)

第2条 騒音規制法第17条第1項の環境省令で定める限度(以下「限度」という。)は、別表のとおりとする。

別表

備考

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)

(地域の指定)

第3条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)

(規制地域)

第3条 都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)として指定しなければならない。